名古屋御坊
なごやごぼう

7月
2020
vol.648

発行所
宗教法人 真宗大谷派名古屋別院
代表者 藤井正芳
〒460-0016 名古屋市中区橘2-8-55
tel.(052)321-9201 fax.(052)321-3184
●東別院ホームページ「お東ネット」
http://www.ohigashi.net/
●購読料（送料共）一部150円・1ヶ年1500円
郵便振替00870-0-37195

特集 ハンセン病問題にひそむ人間の差別性 1-3面
別院だより「院議会」報告 5面

〈特集〉

ハンセン病問題にひそむ人間の差別性

―過ちをくりかえさないために―

私たちの暮らしの中にある「人種差別」「障がい者差別」「性差別」……。それらの差別を生んできたのは、私たち人間そして社会です。今回の特集では、すべての人間がかかえる差別意識について、ハンセン病問題をとおして見ていきます。

過ちの歴史を見つめて

国家によるハンセン病差別の歴史を簡単に振り返ってみたいと思います。それは、一九〇七（明治四〇）年に「旧らい予防法―癩（らい）予防ニ関スル件」が制定され、一九〇九（明治四二）年にハンセン病療養所が開設されたところから始まります。そして、強制隔離が強化されたのは、日本が戦争へと突き進む一九三一（昭和六）年のことでした。まさに終生隔離・絶対隔離がこの国を覆ったわけです。その時に、真宗大谷派も仏教界では突出してこの政策に協力をしてしまったという悲しい過去があります。

真宗大谷派の協力を具体的に見ていくと、三つのことが言えます。一つ目は、ハンセン病はとても「怖い病気」だと宣伝し、人々の恐怖心を煽ってしまったこと。二つ目は、ハンセン病療養所は、患者さんを閉じ込めるような場所ではなく、唯一の「楽天地」であるとして入所を勧めていったこと。そして、三つ目は、入所された方々が国民の犠牲になって療養所で静かに生活していることはとても尊い行いなのだという形で、隔離に宗教的意味を与えてしまったこと。この三つのことが、本来は苦悩する人間を解放するべき真宗大谷派という教団が犯してしまった、大きな過ちです。

そんな中、一九三一年に、医師であり大谷派僧侶でもある小笠原（おがさわら）登（のぼる）先生は、「らいに関する三つの迷信」という論文を発表しておられます。そこに描かれている世界は、当時の真宗大谷派が突き進んでいった世界とは全く逆の世界でした。国家が推し進めたハンセン病についての宣伝に対して異を唱え、堂々とそれは違うのだと、あの当時声を大にしておっしゃったのが小笠原先生でした。

私が最初に読んだ小笠原先生の文章は、「らい患者の断種問題」（一九三八年）でした。そこには「ハンセン病の方々が苦悩しているのは、病気そのものではなく、世の中の迫害こそが人々を苦しめている」という言葉があります。この言葉は、そこで苦しんでいる人たちに出会い、その人たちの声をきちんと聞いた人でなければ、出てこない言葉ではないでしょうか。

過ちをくりかえさないために

次に、今を生きる私たちはこの問題にどう向き合っていくべきか、何を受け継いでいくべきかを、四つの点に分けて表現したいと思います。

一点目は、「過ちの歴史をきちんと知っていく」ということです。これは私の受け止めですが、私たちが何を一番過ったのかといえば、そこにいるひとりの人をかわいそうな人、あるいは救われるべき人、

（2面へ）

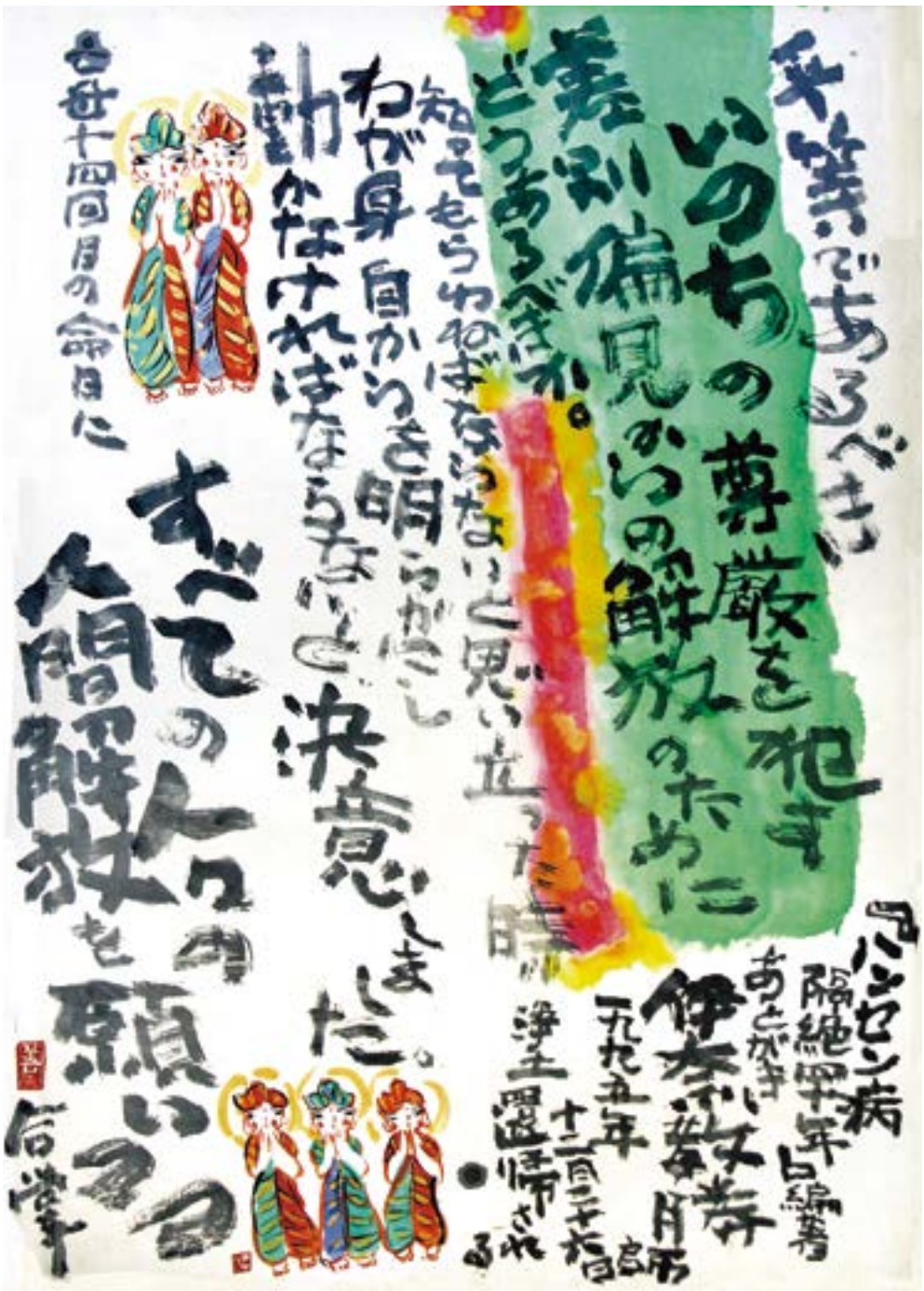

長島愛生園（ながしまあいせいえん）に入所されていた
伊奈教勝（いなきょうしょう）（園名・藤井善）さんの言葉
絵・字 真野正志さん（一宮市・法林寺）

〈特集〉
ハンセン病問題にひそむ人間の差別性
―過ちをくりかえさないために―

困った人、邪魔な人という見方で見てしまい、道を求めて今を生きる人として見つめる心を失ってしまったということだと思います。

蓮如上人の書かれた『御文』に、「聖人は御同朋・御同行とこそかしずきておおせられけり」（『真宗聖典』七六〇頁）とあります。親鸞聖人は目の前にやって来られる一人ひとりのことを、道を求める方として敬いをこめて大事にされました。しかし、私たちはその心を見失うという過ちを犯してしまったのではないでしょうか。

二点目は、「国家の罪と民衆の罪」ということを思います。ハンセン病の隔離政策は、国家が主導して進めてきた歴史があります。しかし、国家が主導することに「それは違う」と言ってこなかった点に、民衆の罪ということが大きく横たわっています。

二〇一九年、ハンセン病家族訴訟の判決が出されましたが、「それは違う」と言わなかった民衆一人ひとりにもやはり大きな責任があるのだということが、裁判によって断罪されたのだと思います。

三点目は、そのことと連動することですが、「どうしたらハンセン病差別はなくなっていくのか」についてです。こうしたらなくなるなどと安易な答えを出すことが間に合わない問題が、ハンセン病問題です。言葉をかえれば、どうしたらなくなるのかという問いの前に、どれだけ真剣に私たちがたたずみ続けることができるのか、そのことが問われているのではないでしょうか。

ハンセン病家族訴訟の原告になられた三十代の女性がおられます。その方のお父さんはかつてハンセン病にかかり、療養所におられました。そして、そのことを今まで内緒にしていた夫に、「裁判に立ち上がることになった」と告白したところ、それを聞いた夫が母と祖母にそのことを伝えたそうです。すると、急に態度がかわって、夫も自分を〝菌〟扱いするようになり、「子どもが生まれてもハンセン病になるかもしれないから、あなたとの子どもを望まない」と離婚することになったそうです。つい最近の話です、驚くことに。おそらくその夫と母と祖母は、罪の意識もなく、差別の自覚すらないのではないか。こういうかたちで人を差別していくことが今も行われてしまっているのです。

そのような現実にあって、大事にしたい言葉をひとつご紹介したいと思います。親鸞聖人の言葉で、『一念多念文意』の中に、

凡夫というは、無明煩悩われらがみにみちみちて、欲もおおく、いかり、はらだち、そねみ、ねたむこころおおく、ひまなくして臨終の一念にいたるまでとどまらず、きえず、たえず

（『真宗聖典』五四五頁）

とあります。ここに、縁さえ熟せばいつでも出てくる人間のいろいろな心を、きっちりと見つめ続けておられる聖人のお姿を感じます。どうしたら差別がなくなるのかということよりも、自他の中にある差別を見抜いていくまなこを持つことが、今私たちに願われているのではないかと強く思います。

そして、四点目は「たとえどんなに強い風が吹いていたとしても」ということです。強い風が吹けば、それになびいていく心が起こってくるのが私たち人間です。しかし、そのようなことをよしとしなかった方が小笠原登先生ではなかったかと思います。そこにあるのは、こびない・へつらわない・支配されないという、抗う生き様です。その生き様こそが時を超えて人々に力を与え続けているのではないでしょうか。小笠原先生のそのようなお姿は、その後もハンセン病患者の側に立って医療を実践する方々に引き継がれ、今もなお生き続けている生き様です。

それは、過ちを犯しながらも、そのことに気が付けなかった私たち真宗大谷派が、真に立ち帰るべき生き様でもあるはずです。

私たちが回復すべきこと

最後に今日的な課題ですが、ハンセン病家族訴訟では、原告であるなしに関わりなく患者家族が一律で補償され、国が謝罪をするということが二〇一九年十一月に起こりました。ハンセン病問題にとっては大きな一歩であります。

しかし、これでハンセン病問題は終わったのかということです。補償金を受け取ると、ハンセン病患者が身内にいることがわかってしまうということで、補償金を受け取らない方もおられます。そのように一度ゆがんでしまった人間関係を元に戻していくことは、本当に大変なことです。人間関係をゆがめたのは一体誰なのか。それは国であり、国に従ってきた私たちであるとも言えるのではないでしょうか。

そのような私たちが回復しなければならないのは、そこにいる一人ひとりがどのような苦しみや悲しみを抱えて生きているのかをきちんと見ていくまなこを持つということです。

そして、その人たちの中に、けっして涸れはしない人間の輝きがあることを、きちんと見つめていける歩みをするということです。

苦難を抱えながらも、今を懸命に生きようとしているひとりの人間（同朋）として、私たちがお互いに出会い直していく。そのような歩みを私の歩みとしていきたいものです。

（本抄録は二〇一九年十二月十二日に勤められた小笠原登師五〇回忌法要「吐鳳忌（とほうき）」での酒井義一氏の講演をまとめたものです）

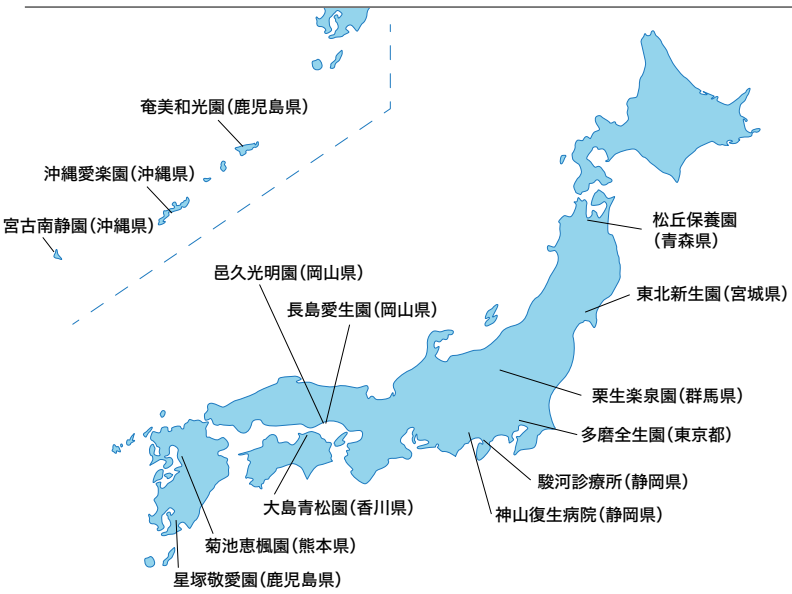

全国のハンセン病療養所

入所者の平均年齢は各療養所ともおよそ85歳。現在は、全国に14施設ある。

ハンセン病家族訴訟（2019年6月）

勝訴判決により、ハンセン病患者の隔離政策で家族が受けた差別被害に対する国の責任が認められた。国は原告に対して謝罪し、「ハンセン病家族補償法」と、改正「ハンセン病問題基本法」を施行した（2019年11月）。しかし、新法に基づく家族への補償認定は推計約10%にとどまり、「差別や偏見を恐れて、申請をためらう事例が多い」（熊本日日新聞）とみられている。

酒井義一さん

1959年東京都生まれ。真宗大谷派存明寺住職。同朋会館教導、真宗大谷派ハンセン病問題に関する懇談会委員、ハンセン病首都圏市民の会事務局長。著作『人間回復への道』（東本願寺出版）『共に生きる～ハンセン病問題に学ぶ』（南御堂）ほか

〈特集〉ハンセン病問題にひそむ人間の差別性
―過ちをくりかえさないために―

ハンセン病が奪ったもの

〈対談〉

酒井義一さん（東京都・存明寺住職）
きみえさん（多磨全生園真宗報恩会会員）

酒井　私がきみえさんと多磨全生園で初めてお会いしたのは今から三十四年前、きみえさんがまだ五〇代の頃で、それ以来お付き合いをいただいています。まず、小笠原登先生との出会いについて教えてください。

きみえ　私は十歳の頃にハンセン病を発病しまして、顔に斑紋ができました。母に薬を塗ってもらいましたが、なかなか良くならないので、町の医者に診ていただきました。そして、京都大学病院の皮膚科に行くように言われ、特別研究室で小笠原先生にお会いしました。先生がマスクもせず、予防着を羽織っただけで、診察してくださったことを覚えています。今も先生の手の感触を思い出します。

酒井　その後、小笠原先生が京大病院を退官されたとお聞きしています。

きみえ　先生の退官後も病院の職員の方は何も変わらずに患者に接しておられました。そして、私はプロミンという特効薬が効き、後に来られた先生にも「もう、無菌ですよ」と言われました。でも、国からの指示もあったかと思いますが、「療養所に行ってください」と言われました。その時、私は中学生でしたが、「治っているのになぜ療養所に行くのか」と言ったことを覚えています。それでも、そのようなことが通じる時代ではありませんでしたので、身を隠すために特別研究所に入院することになりました。

酒井　一九五一年、きみえさんが十六歳の時に岡山県の邑久光明園に入園されたということですが、その時のことを教えてください。

きみえ　入院している時から強制隔離は始まっていて、次々と患者が療養所に送られていくので、私も行くしかないと思うようになりました。行く時は、京都府庁からトラックが病院まで迎えにきました。幌のついた荷台に乗り、真っ暗な中でどこへ連れていかれるかわからない状態で京都駅へ到着し、駅の裏口から入って列車に乗りました。当時、車両には木の板が張られていて、そこに白墨で「伝染病患者」と大きく書かれてありました。それで、岡山県へ送られました。

療養所はというと、火葬場、納骨堂、監禁室、病棟があるだけの何もない島にありました。一週間くらい収容所にいまして、それから強制的に作業をさせられます。結核が流行っていた時代でしたので、私は結核病棟の一室で、患者さんたちと一緒に寝起きして、食事の世話から下の世話までさせられました。

小笠原 登（1888-1970）右から2人目
愛知県甚目寺町（現、あま市）圓周寺に生まれる。

邑久長島大橋
岡山市の東南35kmの瀬戸内海に浮かぶ長島には国立ハンセン病療養所「邑久光明園」「長島愛生園」がある。1988年に、入所者の16年に及ぶ活動の結果、この橋が築かれて島と本土がつながれた。

酒井　その時はどのようなお気持ちでしたか？

きみえ　死ぬしかないと思いました。周りは海ですので、いつでもそこにいけば死ねるというような感じでした。私は海に入っていき、ちょうど波が来て怖いと思い、岩にしがみついたことを覚えています。海から上がって、自分の寮棟のベッドにどのように戻ったかは覚えていませんが、そんなことでありました。

酒井　一度だけ生まれ故郷に帰られたとお聞きしています。

きみえ　許可を出してもらい、一時帰省をしました。自宅に帰ったのですが、育ててくれた祖父に「もう帰って来るな」ということを言われましたので、それからは帰りませんでした。

酒井　このことをさらっと聞いてしまうと、なんと冷たいことを言われるのかと受け止めてしまいます。しかし、二〇一九年に家族訴訟が行われ、家族も被害者で、過酷なことがあったと明らかになりました。きみえさんの祖父も周りからの差別を恐れて、「もう帰ってくるな」と言ってしまったのだと思います。本当に冷たいのは祖父ではなく、そう言わせてしまった社会全体なのだと思います。家族というものを奪い、帰るべき故郷を奪うということが隔離政策だったのです。

その後、きみえさんは多磨全生園へ転園されます。多くの時間を療養所で過ごされているわけですが、国に対して、言いたいことはありますか。

きみえ　やはり、国を恨むという思いもありまして、どうしても療養所の納骨堂に入りたくないという思いがあります。妹にもそう話して、先祖の墓に納骨してほしいと伝えました。それが私の唯一の国に対する反発です。最後の抵抗です。

（本対談は「吐鳳忌」での対談をまとめたものです）

あとがき

ハンセン病問題は、家族訴訟勝訴など社会的には変わりつつあります。しかし、ハンセン病問題をとおしてあぶり出された人間の差別性は悲しいかな変わりません。

金原遥さんは立命館大学在学中から、差別をなくす活動に取り組んでいます。彼女は「ハンセン病は、もうなくなります。ハンセン病の差別は、まだなくなりません」と語ります。これはハンセン病は完治可能となってもうなくなるが、その差別はまだなくならないということです。

差別をなくすには、まずは自らが「差別する者」であることをいただかねばなりません。仏教は、「差別する者」であるという人間の事実を見つめてきました。そんな仏教の視座で、差別問題と向き合っていくことが願われます。

日本だけではないハンセン病隔離政策
海外でもハンセン病隔離政策は行われた。フィリピンのクリオン島（写真）には、フィリピン全土から患者が送還された。（写真左は、金原遥さん）